

2023年4月1日

各位

小野薬品健康保険組合

出産育児一時金および家族出産育児一時金の支給額が改定されました

女性被保険者が出産したときには、出産費用の補助として出産育児一時金が支給されます。被扶養者である家族が出産したときも同様に家族出産育児一時金が支給されます。

今回、支給額が改定され2023年4月1日から、妊娠4ヵ月（85日）以上の出産について、1児につき500,000円^{*}が支給されます。なお、双児の場合は2人分となります。

（※在胎週数22週未満の出産や産科医療補償制度未加入分娩機関での出産の場合は488,000円）

詳しくは健康保険組合ホームページの『[出産するとき](#)』をご参照ください。

産科医療保障制度とは

通常の妊娠・分娩にもかかわらず、生まれた子どもが脳性麻痺を発症した場合に補償金が支払われる制度です。公益財団法人日本医療機能評価機構により運営され、ほとんどの医療機関等が加入しています。補償対象は、①妊娠28週以上の出産、②身体障害者等級1・2級相当の脳性麻痺、③先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺、これら①～③をすべて満たす場合です。（補償対象基準は出生した日により異なります。詳しくはこちらをご参照ください）。

[産科医療補償制度（公益財団法人日本医療機能評価機構）](#)

本件に関するお問い合わせは健保組合（kenpo@ono-pharma.com）までメールでお願いします。